

# 固定資産の価格に関する 審査申出制度について



固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に不服がある納税者は**固定資産評価審査委員会**※に審査の申出ができます

※ 固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に関する不服を審査決定するために、地方税法に基づき市町村長から独立して設けられた第三者機関

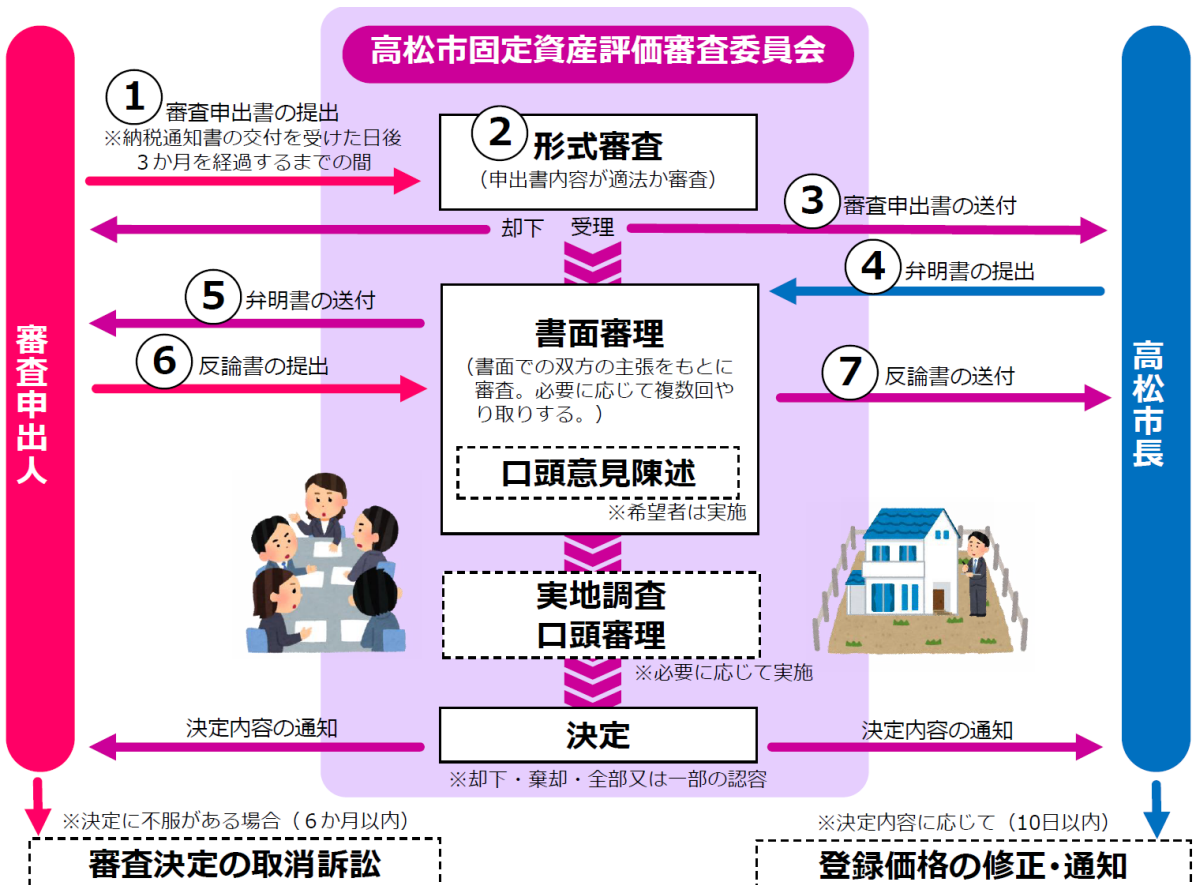
## 審査の申出ができる方

- 固定資産税の**納税者**  
※代理人を指定する場合は委任状が必要です。  
※親族・借地人・借家人は審査申出できません。

## 審査の申出ができる期間

- 固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日(通常は4/1)から**納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日まで**
- 価格の変更があった場合は、その通知を受けた日から3か月以内

## 審査の流れ



## 審査の申出ができる事項

- 固定資産課税台帳に登録された**価格(評価額)**  
※審査申出ができるのは、原則として3年に一度の評価替えの年度(基準年度)です。基準年度以外の年度は、次の場合に限り審査申出ができます。
  - ・新たに価格が決定された
  - ・地目の変換、家屋の新増築、地価の下落などにより価格が修正された等
- ※ **価格以外の事項**(課税制度・減免・納税義務者や課税客体の認定など)に不服がある場合は、市長に対して**審査請求**をすることができます。  
【審査請求についてのお問い合わせ先】  
高松市 総務課 (087-839-2181)

## 審査の申出の方法

- **審査申出書** 2通(正副各1通)を高松市固定資産評価審査委員会へ、持参又は郵送で提出

高松市固定資産評価審査委員会

高松市番町一丁目8番15号(高松市役所2階 納税課内) TEL 087-839-2222